

号若しくは法人番号と異なるものを除く。)とする。

第二項及び第三項の規定は、金融商品取引業者等の営業所等の長が作成する前項に規定する帳簿について準用する。

第五項の規定は、金融商品取引業者等の営業所等の長が法第二条第十三号の確認を行う場合において、国内証券口座を開設する者が法人課税信託の受託者であり、かつ、当該国内証券口座が当該法人課税信託に係るものであるときににおける令第三条の三の規定による照合について準用する。

令第三条の四に規定する財務省令で定める者は、電子決済手段等取引業者の営業所等の長が、同条に規定する国内電子決済手段勘定が設定される者の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号その他の事項を記載した帳簿(その者の令第五条各号に定める書類のいずれかの提示若しくはその者の署名用電子証明書等の送信を受け、又は令第九条の七第二項の規定による確認をして作成されたものに限る。)を備えている場合における当該国内電子決済手段勘定が設定される者(その者の氏名若しくは名称、住所又は個人番号若しくは法人番号が当該帳簿に記載されているその者の氏名若しくは名称、住所又は個人番号若しくは法人番号と異なるものを除く。)とする。

第二項及び第三項の規定は、電子決済手段等取引業者の営業所等の長が作成する前項に規定する帳簿について準用する。

第五項の規定は、電子決済手段等取引業者の営業所等の長が法第二条第二十号の確認を行う場合において、国内電子決済手段勘定を設定する者が法人課税信託の受託者であり、かつ、当該国内電子決済手段勘定が当該法人課税信託に係るものであるときにおける令第三条の四の規定による照合について準用する。

第二章 国外送金等に係る告知書及び調書

(金融機関の営業所等の長に提示する書類の範囲等)

の提出等

前条第四項第一号から第三号までに規定する場所(次項において同じ。)の記載のあるものに限る。)とする。

2

一 国内に住所を有する個人(第三号に掲げる者を除く。)当該個人の次に掲げるいずれかの書類

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第二条第七項に規定する個人番号カードで令第五条

イ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第二条第八号に規定する個人番号カードで令第五条

ロ 住民票の写し又は印鑑証明書

二 国内に住所を有しない個人(第三号に掲げる個人の個人番号の記載のあるもの(金融機関の営業所等の長に提示する日前六月以内に作成されたものに限る。次号において同じ。)の記載によるもの)

三 戸籍の附票の写し又は印鑑証明書

四 国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証又は私立学校教職員共済制度の加入者証

五 児童扶養手当証書、母子健康手帳、身体障害者手帳、療育手帳(知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対する都道府県知事又は地方自治法(昭和十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の長から支給される手帳で、その者の障害の程度その他のこと項の記載のあるもの)をいう。精神障害者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳

六 道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第九十二条第一項に規定する運転免許証(金

融機関の営業所等の長に提示する日において有効なものに限る。)又は同法第一百四条の四第五項(同法第五十五条第二項において準用する場合を含む。)に規定する運転経歴証明書(道路交通事故処理規則(昭和三十五年総理府令第六十号)別記様式第十九の三の十の様式によるものに限る。)

七 旅券で金融機関の営業所等の長に提示する日において有効なもの

八 出入国管理及び難民認定法第十九条の三に規定する在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)第七条第一項に規定する特別永住者証明書で、金融機関の営業所等の長に提示する日において有効なものの

九 国税若しくは地方税の領収証書、納稅證明書又は社会保険料(所得稅法第七十四条第二項に規定する社会保険料をいう。)の領収証書(領收日付又は発行年月日の記載のあるもので、その日が金融機関の営業所等の長に提示する日前六月以内のものに限る。)

十 前各号に掲げる書類のほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これらに掲げる書類(当該個人の氏名及び住所又は前条第

二 住民票の写し又は印鑑証明書

三 戸籍の附票の写し又は印鑑証明書

四 国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証又は私立学校教職員共済制度の加入者証

五 児童扶養手当証書、母子健康手帳、身体障害者手帳、療育手帳(知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対する都道府県知事又は地方自治法(昭和十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の長から支給される手帳で、その者の障害の程度その他のこと項の記載のあるもの)をいう。精神障害者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳

六 道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第九十二条第一項に規定する運転免許証(金

融機関の営業所等の長に提示する日において有効なものに限る。)又は同法第一百四条の四第五項(同法第五十五条第二項において準用する場合を含む。)に規定する運転経歴証明書(道路交通事故処理規則(昭和三十五年総理府令第六十号)別記様式第十九の三の十の様式によるものに限る。)

七 旅券で金融機関の営業所等の長に提示する日において有効なもの

八 出入国管理及び難民認定法第十九条の三に規定する在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)第七条第一項に規定する特別永住者証明書で、金融機関の営業所等の長に提示する日において有効なものの

九 国税若しくは地方税の領収証書、納稅證明書又は社会保険料(所得稅法第七十四条第二項に規定する社会保険料をいう。)の領収証書(領收日付又は発行年月日の記載のあるもので、その日が金融機関の営業所等の長に提示する日前六月以内のものに限る。)

十 前各号に掲げる書類のほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これらに掲げる書類(当該個人の氏名及び住所又は前条第

3 類するもの(金融機関の営業所等の長に提示する日前六月以内に作成されたもの(有効期間又は有効期限のあるものにあっては、金融機関の営業所等の長に提示する日において有効なもの)に限る。)

令第五条第一項第二号に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる法人(人格のない社団等(法人税法第二条第八号に規定する法人の番号を有しない法人)及び同一の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一 法人番号を有する法人 当該法人の次に掲げるいずれかの書類

イ 法人番号通知書(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第二百五十五条)第三十八条(同令第三十九条第四項において準用する場合を含む。)の規定による通知に係る書面をいい、当該法人の名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号の記載のあるものに限る。ロ及びハ 法人番号の記載のあるものに限る。ロ及びハ 法人番号通知書(イに掲げるものと同一の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

類（その法人の名称及び住所（第三号に定める書類にあつては、前条第四項第四号又は第五号に規定する場所）の記載のあるものに限る。）をいう。

一 内国法人（人格のない社団等を除く。）当

該内国法人の次に掲げるいずれかの書類

イ 当該内国法人の設立の登記に係る登記事

項証明書（当該内国法人が設立の登記をし

てないときは、当該内国法人を所轄する

行政機関の長の当該内国法人の名称及び本

店又は主たる事務所の所在地を証する書

類）若しくはこれらの書類の写し、印鑑証

明書又は法令の規定に基づき官署から送

付を受けた許可、認可若しくは承認に係る

書類（金融機関の営業所等の長に提示する

日前六月以内に交付又は送付を受けたもの

に限る。）

ロ 国税若しくは地方税の領収証書、納税証

明書又は社会保険料（所得税法第七十四条

第二項各号に掲げる保険料、納付金又は掛

金をいう。）の領収証書（領收日付又は發

行年月日の記載のあるもので、その日が金

融機関の営業所等の長に提示する日前六月

以内のものに限る。）

二 人格のない社団等（国内に主たる事務所を

有するものに限る。）当該人格のない社団等

の次に掲げるいずれかの書類

イ 当該人格のない社団等の定款、寄附行

為、規則又は規約（名称及び主たる事務所

の所在地に関する事項の定めがあるものに

限る。）の写しで、その代表者又は管理人

の当該人格のない社団等のものである旨を

証する事項の記載のあるもの

ロ 前号ロに掲げる書類

三 外国法人 当該外国法人の次に掲げるいづれかの書類
イ 当該外国法人の会社法第九百三十三条第一項若しくは民法第三十七条规定による登記事項証明書又は印鑑証明書（金融機関の営業所等の長に提示する日前六月以内に交付を受けたものに限る。）
ロ 第一号ロに掲げる書類

ハ 官公署から発行され、又は発給された書類その他これらに類するもの（金融機関の営業所等の長に提示する日前六月以内に作成されたもの（有効期間又は有効期限のあ

るものにあつては、金融機関の営業所等の長に提示する日において有効なもの）に限り、法人番号通知書、法人番号印刷刷書類並びに及びロに掲げる書類を除く。）当

該内国法人の次に掲げるいずれかの書類

イ 当該内国法人の設立の登記に係る登記事

項証明書（当該内国法人が設立の登記をし

てないときは、当該内国法人を所轄する

行政機関の長の当該内国法人の名称及び本

店又は主たる事務所の所在地を証する書

類）若しくはこれらの書類の写し、印鑑証

明書又は法令の規定に基づき官署から送

付を受けた許可、認可若しくは承認に係る

書類（金融機関の営業所等の長に提示する

日前六月以内に交付又は送付を受けたもの

に限る。）

ロ 国税若しくは地方税の領収証書、納税証

明書又は社会保険料（所得税法第七十四条

第二項各号に掲げる保険料、納付金又は掛

金をいう。）の領収証書（領收日付又は發

行年月日の記載のあるもので、その日が金

融機関の営業所等の長に提示する日前六月

以内のものに限る。）

二 人格のない社団等（国内に主たる事務所を

有するものに限る。）当該人格のない社団等

の次に掲げるいずれかの書類

イ 当該人格のない社団等の定款、寄附行

為、規則又は規約（名称及び主たる事務所

の所在地に関する事項の定めがあるものに

限る。）の写しで、その代表者又は管理人

の当該人格のない社団等のものである旨を

証する事項の記載のあるもの

ロ 前号ロに掲げる書類

ハ 官公署から発行され、又は発給された書

類その他これらに類するもの（金融機関の

営業所等の長に提示する日前六月以内に作

成されたもの（有効期間又は有効期限のあ

るものに類する書類（当該法人課税信託の名称及び類の提示を要しない者の範囲）当該法人課税信託の信託された受託営業所の所在地の記載があるものに限る。）とす

り、法人番号通知書、法人番号印刷刷書類並

びに及びロに掲げる書類を除く。）当

該内国法人の次に掲げるいずれかの書類

イ 当該内国法人の設立の登記に係る登記事

項証明書（当該内国法人が設立の登記をし

てないときは、当該内国法人を所轄する

行政機関の長の当該内国法人の名称及び本

店又は主たる事務所の所在地を証する書

類）若しくはこれらの書類の写し、印鑑証

明書又は法令の規定に基づき官署から送

付を受けた許可、認可若しくは承認に係る

書類（金融機関の長の当該内国法人の名称及び本

店又は主たる事務所の所在地を証する書

類）若しくはこれらの書類の写し、印鑑証

明書又は法令の規定に基づき官署から送

付を受けた許可、認可若しくは承認に係る

2 令第五条第五項に規定する財務省令で定める者は、次に掲げる者とする。
一 国外送金等をする前に当該国外送金等に係る金融機関の営業所等の長の所得税法第二百二十四条第一項に規定する財務省令で定める者は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める電磁的記録をいう。以下この項において同じ。）と

する。

イ 番号既告知者以外の者、当該者の次に掲げ

る電磁的記録又は情報が記録された電磁的

記録をいう。

二 前号に掲げる者に該当する者以外の者で、

法第三条第一項の告知書の提出を受ける金融

機関の営業所等の長の所得税法第二百二十四

条第一項又は第二項の規定による確認を受け

た者

三 国内に住所を有する個人（前二号に掲げる

者に該当する個人を除く。）で、法第三条第

一項の告知書の提出を受ける金融機関の営業

所等の長の所得税法第十条第五項（租税特別

措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四

条第二項において準用する場合を含む。）の

規定による確認を受けた者

二 法第三条第一項第一号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる場合に該当する者

四 法第三条第一項第一号に規定する送金原因

五 法第三条第一項第一号に規定する送金原因

六 法第三条第一項第一号に規定する送金原因

七 法第三条第一項第一号に規定する送金原因

八 法第三条第一項第一号に規定する送金原因

九 法第三条第一項第一号に規定する送金原因

十 法第三条第一項第一号に規定する送金原因

十一 法第三条第一項第一号に規定する送金原因

十二 法第三条第一項第一号に規定する送金原因

十三 法第三条第一項第一号に規定する送金原因

十四 法第三条第一項第一号に規定する送金原因

十五 法第三条第一項第一号に規定する送金原因

十六 法第三条第一項第一号に規定する送金原因

十七 法第三条第一項第一号に規定する送金原因

十八 法第三条第一項第一号に規定する送金原因

十九 法第三条第一項第一号に規定する送金原因

二十 法第三条第一項第一号に規定する送金原因

二十一 法第三条第一項第一号に規定する送金原因

二十二 法第三条第一項第一号に規定する送金原因

二十三 法第三条第一項第一号に規定する送金原因

二十四 法第三条第一項第一号に規定する送金原因

二十五 法第三条第一項第一号に規定する送金原因

二十六 法第三条第一項第一号に規定する送金原因

二十七 法第三条第一項第一号に規定する送金原因

二十八 法第三条第一項第一号に規定する送金原因

二十九 法第三条第一項第一号に規定する送金原因

三十 法第三条第一項第一号に規定する送金原因

三十一 法第三条第一項第一号に規定する送金原因

三十二 法第三条第一項第一号に規定する送金原因

三十三 法第三条第一項第一号に規定する送金原因

三十四 法第三条第一項第一号に規定する送金原因

三十五 法第三条第一項第一号に規定する送金原因

三十六 法第三条第一項第一号に規定する送金原因

三十七 法第三条第一項第一号に規定する送金原因

三十八 法第三条第一項第一号に規定する送金原因

三十九 法第三条第一項第一号に規定する送金原因

四十 法第三条第一項第一号に規定する送金原因

四十一 法第三条第一項第一号に規定する送金原因

四十二 法第三条第一項第一号に規定する送金原因

四十三 法第三条第一項第一号に規定する送金原因

四十四 法第三条第一項第一号に規定する送金原因

四十五 法第三条第一項第一号に規定する送金原因

四十六 法第三条第一項第一号に規定する送金原因

四十七 法第三条第一項第一号に規定する送金原因

四十八 法第三条第一項第一号に規定する送金原因

四十九 法第三条第一項第一号に規定する送金原因

五十 法第三条第一項第一号に規定する送金原因

五十一 法第三条第一項第一号に規定する送金原因

五十二 法第三条第一項第一号に規定する送金原因

五十三 法第三条第一項第一号に規定する送金原因

五十四 法第三条第一項第一号に規定する送金原因

五十五 法第三条第一項第一号に規定する送金原因

五十六 法第三条第一項第一号に規定する送金原因

法第三条第一項第二号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　国外からの送金等の受領をする者の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号

二　国外からの送金等の受領をする者が国税管理制度法第一百七条第二項の規定による納税管理人の届出をしている場合には、その納税管理人の氏名及び住所

三　国外からの送金等の受領をする者が法人課税信託の名称及び当該法人課税信託の信託された受託営業所の所在地

四　その他参考となるべき事項

(銀行業を営む者に準するものの範囲等)

第七条　令第七条第二項に規定する財務省令で定める者は、公職選挙郵便規則等の一部を改正する省令(平成十九年総務省令第百十三号)附則第五条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令附則第二条の規定による廃止前の国際郵便為替規則(平成十五年総務省令第十号)第一条第一号に規定する交換国又は公職選挙郵便規則等の一部を改正する省令附則第七条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令附則第二条の規定による廃止前の国際郵便為替規則(平成十五年総務省令第十号)第一条第一号に規定する交換国又は公職選挙郵便規則等の一部を改正する省令附則第十二号。次項において「旧国際郵便振替規則」という。第一条第一号に規定する交換国における我が国が国際郵便振替規則(平成十七年法律第九十七号)第九十四条に規定する郵便貯金銀行をいう。)に相当する者とする。

令第七条第二項に規定する財務省令で定める口座は、それぞれ前項に規定する交換国において開設されている旧国際郵便振替規則第二条第二項に規定する振替口座に相当する口座とする。

3　令第七条第二項に規定する財務省令で定めるものは、前項に規定する振替口座に相当する口座の預り金とする。(為替取引を行つた日)

第八条　法第四条第一項に規定する為替取引を行つた日として財務省令で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる日とする。

一　国外送金の場合　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる日

イ　本人口座その他の預金若しくは貯金の口座又は勘定(以下この条において「本人口座等」という。)からの振替によりされる国外送金又は本人口座等からの令第七条第一項に規定する預金等(以下この号において「預金等」という。)の払出し又は勘定の残高の払戻しによりされる国外送金又は本人口座等からの令第七条第一項に規定する預金等(以下この号において「預金等」という。)の払出し又は勘定の残高の払戻しの請求と当該国外送金の依頼どが同時に行われるものに限る。)で国外における当該預金等の受領が金銭をもつてされるものの場合、金融機関の営業所等の長が当該国外送金に係る金銭として当該本人口座等から預金等を払い出した日又は勘定の残高を払い戻した日

ロ　イに掲げる国外送金以外の国外送金の場合、金融機関の営業所等の長がその顧客から当該国外送金に係る金銭を受領した日

二　国外からの送金等の受領の場合　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる日

イ　本人口座等においてされる国外からの送金等の受領の場合、金融機関の営業所等の長が当該国外からの送金等の受領に係る金銭を当該本人口座等に払い込んだ日

ロ　イに掲げる国外からの送金等の受領以外の国外からの送金等の受領の場合、金融機関の営業所等の長が当該国外からの送金等の受領に係る金銭をその受取人に払い渡した日

2　財務大臣は、前項の定めをしたときは、これを告示する。

第十一条　法第四条第一項第一号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(国外送金等調書の記載事項)

一　その国外送金に係る法第三条第一項の告知書に記載されている第六条第二項第三号に規定する納税管理人の氏名及び住所(国内外に住む場合に規定する取次ぎ等に係る金融機関の営業所等の長による同項に規定する取次ぎその他の政令で定める業所又は事務所の名称)

二　その国外送金に係る法第三条第一項の告知書に記載されている第六条第二項第四号に規定する法人課税信託の名称及び法人課税信託された受託営業所の所在地

三　その国外送金に係る法第三条第一項の告知書に記載されている第六条第二項第三号に規定する納税管理人の氏名及び住所(国内外に住む場合に規定する取次ぎ等に係る金融機関の営業所等の長による同項に規定する取次ぎその他の政令で定める業所又は事務所の名称)

四　その国外送金に係る相手国名

五　その国外送金に係る為替取引に係る令第七条第二項に規定する銀行業を営む者の国外に規定する送金原因

六　その国外送金の相手方の氏名又は名称

七　その国外送金に係る為替取引に係る令第七条第二項に規定する銀行業を営む者の国外に規定する送金原因

八　その国外送金に係る相手国名

九　その国外送金に係る為替取引が法第三条第一項に規定する取次ぎ等に係る金融機関の営業所等の長による同項に規定する取次ぎその他の政令で定める行為に基づいて行わるる場合には、当該取次ぎ等に係る金融機関の営業所等の名称

十　その国外からの送金等の受領に係る法第三条第一項の告知書に記載されている第六条第二項第三号に規定する納税管理人の氏名及び住所(国内外に住む場合に規定する取次ぎ等に係る金融機関の営業所等の長による同項に規定する取次ぎその他の政令で定める業所又は事務所の名称)

十一　その他参考となるべき事項

(国外送金等調書の提出方法等)

第十二条　法第四条第一項第二号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　その国外からの送金等の受領をした顧客の氏名又は名称及び個人番号又は法人番号

二　その国外からの送金等の受領をした顧客の住所(国外からの送金等の受領をした顧客の本人口座においてされた場合には、住所又は当該本人口座が開設されている金融機関の営業所等の名称及び所在地並びに当該本人口座の種類及び番号)

三　その国外からの送金等の受領の金額

四　その国外からの送金等の受領をした年月日

五　その国外からの送金等の受領の相手方の氏名又は名称

六　国外からの送金等の受領に係る為替取引に係る令第七条第二項に規定する銀行業を営む者の国外にある営業所又は事務所の名称

七　その国外からの送金等の受領に係る相手方の氏名又は名称

八　その国外からの送金等の受領に係る為替取引又は買取りが法第三条第一項に規定する取引又は買取りが法第三条第一項に規定する取定めるところにより記載事項を送信する方法

九　その国外からの送金等の受領に係る為替取引又は買取りが法第三条第一項に規定する取定めるところにより記載事項を送信する方法

十　その行政の推進等に関する省令第五条第一項の規定による

十一　法第四条第二項第一号に規定する財務省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一　国税関係法令に係る情報通信技術を活用しようとする場合には国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令(平成十五年財務省令第七十一号)第四条第一項から第三項まで、第六項及び第七項の規定により、次項第二号に掲げる方法により提供しようとする場合には同条第四項及び第六項の規定の例による。

十二　法第四条第二項第一号に規定する財務省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一　国税関係法令に係る情報通信技術を活用しようとする場合には国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第一項の規定により記載事項を送信する方法

二　国税関係法令に係る情報通信技術を活用しようとする場合には国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第一項の規定により記載事項を送信する方法

項の定めるところにより、同項に規定する特定ファイルに記載事項を記録し、かつ、税務署長に對して、当該特定ファイルに記録された当該記載事項を閲覧し、及び国税庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する権限を付与する方法

前項第二号に掲げる方法により記載事項の提供を行なう者は、同号に規定する特定ファイルに記録した記載事項を国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条の二第三項の定めるところにより保存しなければならない。

4 法第四条第二項第二号に規定する財務省令で定める記録用の媒体は、光ディスク又は磁気ディスクとする。

5 6 令第九条第一項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 令第九条第一項の申請書の提出をする金融機関の営業所等の名称及び所在地並びに当該金融機関の法人番号

二 法第四条第四項の承認を受けようとする旨

三 記載事項を提供しようとする税務署長及び当該税務署長に提供しようとする理由

四 法第四条第二項各号に掲げる方法のうちいずれの方法によるかの別

五 その他参考となるべき事項

6 法第四条第四項に規定する財務省令で定める税務署長は、令第九条第一項の所轄の税務署長への申請に基づく同条第二項又は第三項の規定による承認に係る前項第三号の税務署長とす。

7 第二章の二 国外証券移管等に係る告知書及び調査の提出等

(国外証券移管等に係る告知書の提出に係る確認書類の提示を要しない者の範囲等)

第一十二条の二 令第九条の三第三項に規定する財務省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 国外証券移管等をする前に当該国外証券移管等に係る金融商品取引業者等の営業所等を通じてした他の国外証券移管等につき當該金融商品取引業者等の営業所等の長の法第四条の二第一項の規定による確認を受けた者

二 前号に掲げる者に該当する者以外の者で、法第四条の二第一項の告知書の提出を受ける金融商品取引業者等の営業所等の長の法第四条の二第一項の規定若しくは第二項、第法第二百二十四条第一項若しくは第二項、第二百二十四条の三第一項(同条第四項においては)に規定する記録用の媒体は、光ディスク又は磁気ディスクとする。

4 法第四条第二項第二号に規定する財務省令で定める記録用の媒体は、光ディスク又は磁気ディスクとする。

2
て準用する場合を含む。) 又は第二百二十四条の四の規定による確認を受けた者
三 国内に住所を有する個人(前二号に掲げる者に該当する個人を除く。)で、法第四条の二第一項の告知書の提出を受ける金融商品取引業者等の営業所等の長が令第九条の三第四項の規定により読み替えて適用する令第五条第五項(租税特別措置法第四条第二項において準用する場合を含む。)の規定による確認を受けた者
第三条第二項及び第三項の規定は、金融商品取引業者等の営業所等の長が令第九条の三第四項の規定により読み替えて適用する令第五条第五項の規定により作成する帳簿について準用する。
(国外証券移管等に係る告知書の記載事項)
第十一条の三 法第四条の二第一項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一 国外証券移管等の依頼をする者の氏名又は名称、住所(国内に住所を有しない者にあっては、第六条第一項に規定する場所。以下この号において同じ。)及び個人番号又は法人番号(個人番号及び法人番号を有しない者は令第九条の三第四項の規定により読み替えて適用する令第五条第二項の規定に該当する個人にあつては、氏名又は名称及び住所)
二 国外証券移管等の原因となる取引又は行為の内容
三 国外証券移管等の依頼をする者が法人課税信託の受託者である場合(当該国外証券移管等が当該法人課税信託に係るものである場合に限る。)には、当該法人課税信託の名称及び当該法人課税信託の信託された受託営業所の所在地
五 その他参考となるべき事項
(国外証券移管等調査の記載事項)
第十一条の四 法第四条の三第一項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一 その国外証券移管等をした顧客の氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号及び法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称)

二 その国外証券移管等をした顧客の住所(国内に住所を有しない者にあっては、第六条第一項に規定する場所)

三 その国外証券移管等をした有価証券の種類、銘柄及び数又は額面金額

四 その国外証券移管等をした年月日

五 その国外証券移管等に係る法第四条の二第一項の告知書に記載されている前条第二号の国外証券移管等の原因となる取引又は行為の内容

六 その国外証券移管等に係る国外証券口座を開設された金融商品取引業者等の営業所、事務所その他これらに類するものの名称

七 前号の国外証券口座を開設している者の氏名又は名称

八 その国外証券移管等に係る相手国名

九 その国外証券移管等に係る法第四条の二第一項の告知書に記載されている前条第三号に規定する納税代理人の氏名及び住所(国内に住所がない場合には、居所)

十 その国外証券移管等に係る法第四条の二第一項の告知書に記載されている前条第四号に規定する法人課税信託の名称及び当該法人課税信託の信託された受託営業所の所在地

十一 その他の参考となるべき事項

(国外証券移管等調書の提出方法等)

第十一章の五 第十一条の規定は、法第四条の三第二項において準用する法第四条第二項から第五項までの規定又は令第九条の五において準用する令第九条の規定を適用する場合について準用する。

第二章の三 国外電子決済手段移転等に係る告知書及び調書の提出等

(国外電子決済手段移転等に係る告知書の提出に係る確認書類の提示を要しない者の範囲等)

第十一章の六 令第九条の七第三項に規定する財務省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 国外電子決済手段移転等をする前に当該国外電子決済手段移転等に係る電子決済手段等取引業者の法第四条の四第一項に規定する営業所等を通じてした他の国外電子決済手段移転等につき当該電子決済手段等取引業者の営業所等の長の同項の規定による確認を受けた者

二 前号に掲げる者に該当する者以外の者で、法第四条の四第一項の告知書の提出を受ける同項に規定する電子決済手段等取引業者の営業所等の長の同項の規定による確認を受けた者

業所等の長の所得税法第二百二十四条第一項
若しくは第二項、第二百二十四条の三第一項
(同条第四項において準用する場合を含む。)又
は第二百二十四条の四の規定による確認を受けた者
第三条第二項及び第三項の規定は、法第四条の
四第一項に規定する電子決済手段等取引業者の
の営業所等の長が令第九条の七第四項の規定によ
り読み替えて適用する令第五条第二項の規定によ
り作成する帳簿について準用する。
(国外電子決済手段移転等に係る告知書の記載事項)
第十一条の七 法第四条の四第一項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一 国外電子決済手段移転等の依頼をする者の氏名又は名称、住所(国内に住所を有しない者は、以下この号において同じ。)及び個人番号又は法人番号(個人番号及び法人番号を有しない者は又は令第九条の七第四項の規定により読み替えて適用する令第五条第二項の規定に該当する個人にあっては、氏名又は名称及び住所)
二 国外電子決済手段移転等の原因となる取引又は行為の内容
三 国外電子決済手段移転等の依頼をする者が国税通則法百十七条第二項の規定による納税管理人の届出をしている場合には、その納税管理人の氏名及び住所(国内に住所がない場合は、居所)
四 国外電子決済手段移転等の依頼をする者が法人課税信託の受託者である場合(当該国外電子決済手段移転等が当該法人課税信託に係るものである場合に限る。)には、当該法人課税信託の名称及び当該法人課税信託の信託された受託営業所の所在地
五 その他参考となるべき事項
(国外電子決済手段移転等をした電子決済手段の価額の本邦通貨への換算の方法)
第十一条の八 令第九条の九第二項第一号に規定する財務省令で定める方法は、国外電子決済手段移転等をした同号に掲げる電子決済手段の価額をその表示される外国通貨の金額とみなして、外国為替の取引等の報告に関する省令(平成十年大蔵省令第二十九号)第三十五条第二号

に規定する相場を用いて本邦通貨に換算する方法とする。

令第九条の九第二項第二号に規定する財務省令で定める方法は、国外電子決済手段移転等をした同号に掲げる電子決済手段の当該国外電子決済手段移転等をした日における相場を用いる方法その他の合理的と認められる方法とする。
(国外電子決済手段移転等調書の記載事項)

第十一條の九 法第四条の五第一項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 その国外電子決済手段移転等をした顧客の氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号及び法人番号を有しない者には、氏名又は名称)

二 その国外電子決済手段移転等をした顧客の住所(国内に住所を有しない者にあっては、人番号及び法人番号を有しない者にあっては、氏名又は名称)

三 第六条第一項に規定する場所

四 その国外電子決済手段移転等をした年月日

五 その国外電子決済手段移転等に係る法第四条の四第一項の告知書に記載されている第十一条の七第二号の国外電子決済手段移転等の原因となる取引又は行為の内容

六 その国外電子決済手段移転等に係る国外電子決済手段勘定を設定された電子決済手段等取引業者の営業所、事務所その他これらに類するものの名称

七 前号の国外電子決済手段勘定を設定している者の氏名又は名称

八 その国外電子決済手段移転等に係る相手国名

九 その国外電子決済手段移転等に係る法第四条の四第一項の告知書に記載されている第十一条の七第三号に規定する納稅管理人の氏名及び住所(国内に住所がない場合には、居所)

十 その国外電子決済手段移転等に係る法第四条の四第一項の告知書に記載されている第十一条の七第四号に規定する法人課税信託の名称及び当該法人課税信託の信託された受託営業所の所在地

十一 その他参考となるべき事項
(国外電子決済手段移転等調書の提出方法等)

第十一條の十 第十二条の規定は、法第四条の五第二項において準用する法第四条第二項から第十九

五項までの規定又は令第九条の十において準用する令第九条の規定を適用する場合について準用する。

第三章 国外財産に係る調書の提出等

(国外財産調書の記載事項等)

第十二條 国外財産調書(法第五条第一項に規定する国外財産調書をいう。第六項において同じ。)には、同条第一項本文の規定に該当する者の氏名、住所又は居所及び個人番号(ほか、別表第一に定めるところにより、当該者の有する国外財産の種類、数量、価額(令第十条第四項に規定する国外財産の価額をいう。同表において同じ。)及び所在(令第十条第一項及び第二項並びに次項及び第三項の規定による国外財産の所在をいう。同表において同じ。)その他必要な事項を記載しなければならない。

法第五条第一項の国外財産の所在について令第十条第一項の規定により相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)第十条第一項の規定の定めるところによる場合又は令第十条第二項の規定による場合は、同法第十条第一項第五号に規定する保険金には保険(共済を含む。別表第一第九号及び前三号に規定する財産を除く。)及び別表第三において同じ。)の契約に関する権利を、同項第八号に規定する株式には株式に関する権利(株式を無償で有効な価額で取得することができる権利その他これに類する権利を含む。)を、それぞれ含むものとする。

法第五条第一項の国外財産の所在について令第十条第一項及び第二項並びに前項に定めるもののほか、次の各号に規定する場所による。ただし、第二号から第四号までに規定する財産に係る有価証券が金融商品取引業者等の営業所、事務所その他これらに類するものに開設された口座に係る同条第二項に規定する財産に係る有価証券とする。

法第五条第一項第七号及び第九号に掲げる財産は、令第十条第一項及び第二項並びに前号に規定する財産以外の財産については、当該財産を有する者の住所(住所を有しない者にあっては、居所)の所在

法第五条第一項第七号及び第九号に規定する財産は、令第十条第一項及び第二項並びに前号に規定する財産に係る有価証券とする。

法第五条第一項第七号及び第九号に規定する財産は、令第十条第一項第七号及び第九号に掲げる財産並びに同条第二項に規定する財産に係る有価証券とする。

法第五条第一項第七号及び第九号に規定する財産は、令第十条第一項第一号から第四号までに規定する財産が、その年

法第五条第一項に規定する時価に準ずるものとして財務省令で定める価額は、法第五条第一項に規定するその年の十二月三十一日における国外財産の見積価額(当該国外財産が、その年

法第五条第一項に規定する時価に準ずるものとして財務省令で定める価額をいう。以下この項、別表第一及び別表第三において同じ。)の金額の計算の基礎となつた所得税法第二条第一項第十六号に規定する棚卸資産である場合にあつては当該棚卸資産の評価額とし、同項第四十号に規定する青色申告書を提出する者の不動産所得(同法第二十六条第一項に規定する不動産所得をいう。)については、当該預託金等の受領、払出し又は譲渡に

別表第一及び別表第三において同じ。)事業所得又は山林所得(同法第三十二条第一項に規定する山林所得をいう。別表第一及び別表第三において同じ。)に規定する有価証券をいう。以下この号において同一の

法施行令(昭和四十年政令第九十六号)第八十四条第三項の規定が適用される同項各号に掲げる権利である場合における当該権利の行使による株式の取得に係る所得

法施行令(昭和四十年政令第九十六号)第八十四条第三項の規定が適用される同項各号に掲げる権利である場合における当該権利の行使による株式の取得に係る所得

法施行令(昭和四十年政令第九十六号)第八十四条第三項の規定が適用される同項各号に掲げる権利である場合における当該権利の行使による株式の取得に係る所得

法施行令(昭和四十年政令第九十六号)第八十四条第三項の規定が適用される同項各号に掲げる権利である場合における当該権利の行使による株式の取得に係る所得

法施行令(昭和四十年政令第九十六号)第八十四条第三項の規定が適用される同項各号に掲げる権利である場合における当該権利の行使による株式の取得に係る所得

法施行令(昭和四十年政令第九十六号)第八十四条第三項の規定が適用される同項各号に掲げる権利である場合における当該権利の行使による株式の取得に係る所得

法施行令(昭和四十年政令第九十六号)第八十四条第三項の規定が適用される同項各号に掲げる権利である場合における当該権利の行使による株式の取得に係る所得

法施行令(昭和四十年政令第九十六号)第八十四条第三項の規定が適用される同項各号に掲げる権利である場合における当該権利の行使による株式の取得に係る所得

法施行令(昭和四十年政令第九十六号)第八十四条第三項の規定が適用される同項各号に掲げる権利である場合における当該権利の行使による株式の取得に係る所得

げる有価証券、同項第十七号に掲げる有価証券(同項第十六号に掲げる有価証券の性質を有するものに限る。)及び同項第十九号に掲げる有価証券といい、同条第二項の規定によりこれらの有価証券とみなされる権利を含む。)については、当該有価証券の発行者(同条第五項に規定する発行者をいう。)の本店又は主たる事務所の所在

民法第六百六十七条规定する組合契約、匿名組合契約その他これらに類する契約に基づく出資については、これらの契約に基づいて事業を行う主たる事務所、事業所その他これらに類するもの所在

所得税法第百八十三条第一項に規定する組合契約に係る権利(相続税法第十条第一項

に規定する組合契約その他の権利を含む。)に定めるところにより、当該者の有する国外財産の所在をいう。同表において同じ。)その他必要な事項を記載しなければならない。

法第五条第一項の国外財産の所在について令第十条第一項の規定により相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)第十条第一項の規定の定めるところによる場合又は令第十条第二項の規定による場合は、同法第十条第一項第五号に規定する保険金には保険(共済を含む。別表第一第九号及び前三号に規定する財産を除く。)及び別表第三において同じ。)の契約に関する権利を、同項第八号に規定する株式には株式に関する権利(株式を無償で有効な価額で取得することができる権利その他これに類する権利を含む。)を、それぞれ含むものとする。

法第五条第一項の国外財産の所在について令第十条第一項及び第二項並びに前項に定めるもののほか、次の各号に規定する場所による。ただし、第二号から第四号までに規定する財産に係る有価証券が金融商品取引業者等の営業所、事務所その他これらに類するものに開設された口座に係る同条第二項に規定する財産に係る有価証券とする。

法第五条第一項第七号及び第九号に規定する財産は、令第十条第一項第七号及び第九号に掲げる財産並びに同条第二項に規定する財産に係る有価証券とする。

法第五条第一項第七号及び第九号に規定する財産は、令第十条第一項第一号から第四号までに規定する財産が、その年

法第五条第一項に規定する時価に準ずるものとして財務省令で定める価額は、法第五条第一項に規定するその年の十二月三十一日における国外財産の見積価額(当該国外財産が、その年

法第五条第一項に規定する時価に準ずるものとして財務省令で定める価額をいう。以下この項、別表第一及び別表第三において同じ。)の金額の計算の基礎となつた所得税法第二十七条第一項に規定する事業所得(所得税法第二十七条第一項に規定する事業所得をいう。以下この項、別表第一及び別表第三において同じ。)の金額の計算の基礎となつた所得税法第二条第一項第十六号に規定する棚卸資産である場合にあつては当該棚卸資産の評価額とし、同項第四十号に規定する青色申告書を提出する者の不動産所得(同法第二十六条第一項に規定する不動産所得をいう。)については、当該預託金等の受領、払出し又は譲渡に

別表第一及び別表第三において同じ。)事業所得又は山林所得(同法第三十二条第一項に規定する山林所得をいう。別表第一及び別表第三において同じ。)に規定する有価証券をいう。以下この号において同一の

法施行令(昭和四十年政令第九十六号)第八十四条第三項の規定が適用される同項各号に掲げる権利である場合における当該権利の行使による株式の取得に係る所得

号に規定する減価償却資産である場合にあつては同日における当該減価償却資産の償却後の価額とする。)とす。

國外財産調書の書式は、別表第二による。があるときは、所要の事項を付記すること又は一部の事項を削ることができる。

(國外財産に係る過少申告加算税又は無申告加算税の特例の対象となる所得の範囲)

第十三条 令第十二条第一項第五号に規定する國外財産が所得税法施行令第八十条第三項に規定する生命保険契約等に関する権利である場合における当該権利の行使による所得の特例の対象となる所得の範囲

國外財産が発行法人から与えられた所得税の特例の対象となる所得の範囲

用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う財務省関係政令の整備に関する政令(平成二十六年政令第百七十九号)。以下この条において「番号利用法整備令」という。第三十五条の規定による改正後の内国税の適正な課税の確保を図るために国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令第九条第一項又は第二項の申請書について適用し、施行日以後に提出された番号利用法整備令第三十五条の規定による改正前の内国税の適正な課税の確保を図るために国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令第九条第一項又は第二項の申請書については、なお従前の例による。

(国外証券移管等に係る告知書の記載事項等に関する経過措置)

第五条 新規則第十一条の三の規定は、施行日以後にされる新法第四条の二第一項に規定する国外証券移管等について適用し、施行日前にされた旧法第四条の二第一項に規定する国外証券移管等については、なお従前の例による。(国外証券移管等調書の記載事項に関する経過措置)

第六条 新規則第十二条の四の規定は、施行日以後にされる新法第四条の二第一項に規定する国

外証券移管等について適用し、施行日前にされた旧法第四条の二第一項に規定する国外証券移管等については、なお従前の例による。

第六条 新規則第十二条の四の規定は、施行日以後にされる新法第四条の二第一項に規定する国外証券移管等について適用し、施行日前にされた旧法第四条の二第一項に規定する国外証券移管等については、なお従前の例による。

2

第七条 番号利用法整備法第二十五条第二項に規定する財務省令で定める書類は、新規則第四条第一項第一号又は第三項第一号に掲げる者の区分に応じこれらの号に定める書類とする。

1

附 則 (平成二七年三月三一日財務省令)

(施行期日)

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

39

40

41

42

43

44

45

46

47

48

49

50

51

52

53

54

55

56

57

58

59

60

61

62

63

64

65

66

67

68

69

70

71

72

73

74

75

76

77

78

79

80

81

82

83

84

85

86

87

88

89

90

91

92

93

94

95

96

97

98

99

100

101

102

103

104

105

106

107

108

109

110

111

112

113

114

115

116

117

118

119

120

121

122

123

124

125

126

127

128

129

130

131

132

133

134

135

136

137

138

139

140

141

142

143

144

145

146

147

148

149

150

151

152

153

154

155

156

157

158

159

160

161

162

163

164

165

166

167

168

169

170

171

172

173

174

175

176

177

178

179

180

181

182

183

184

185

186

187

188

189

190

191

192

193

194

195

196

197

198

199

200

201

202

203

204

205

206

207

208

209

210

211

212

213

214

215

216

217

218

219

220

221

222

223

224

225

226

227

228

229

230

231

232

233

234

235

236

237

238

239

240

241

242

243

244

245

246

247

248

249

250

251

252

253

254

255

256

257

258

259

260

261

262

263

264

265

266

267

268

269

270

271

272

273

274

275

276

277

278

279

280

281

282

283

284

285

286

287

288

289

290

291

292

293

294

295

296

297

298

299

300

301

302

303

304

305

306

307

308

309

310

311

312</

三　この表に規定する「取得価額」については、法第六条の二第五項の規定により同条第一項に規定する財産債務調書への記載を要しないものとされる場合に記載すること。

四　この表に規定する「特定有価証券」とは所得税法施行令第百七十一条第一項に規定する有価証券をいい、「匿名組合契約の出資の持分」とは所得税法第六十条の二第一項に規定する匿名組合契約の出資の持分をいい、「未決済信用取引等」とは同条第二項に規定する未決済信用取引等をいい、「未決済デリバティブ取引」とは同条第三項に規定する未決済デリバティブ取引をいうこと。

二 この表に規定する「事業用」とはその者の不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業又は業務の用に供することをいい、「一般用」とは当該事業又は業務以外の用に供することをいうこと。

三 この表に規定する「預貯金」、「有価証券」、「公社債」、「投資信託」、「特定受益証券発行信託」又は「貸付信託」とは、所得税法第二条第第一項に規定する預貯金、有価証券、公社債、投資信託、特定受益証券発行信託又は貸付信託をいうこと。

<p>在別の数量 及び価額</p>
<p>預託金、保険の契約 に関する権利等の適 宜に設けた区分とす る。</p>

別表第二

の出資額 びに取得価額 (2) 用途別は、一般用及び事業用の持分

三) に掲げる一組の価額が十万円未[。]設けた区分とする

三　この表に規定する「特定有価証券」とは所得税法施行令第六百七十条第一項に規定する有価証券をいい、「匿名組合契約の出資の持分」とは所得税法第六十条の二第一項に規定する匿名組合契約の出資の持分をいい、「未決済信用取引等」とは同条第二項に規定する未決済信用取引等をいい、「未決済デリバティブ取引」とは同条第三項に規定する未決済デリバティブ取引をいうこと。

別表第四

計画の額の合計額	実際の金額の合計額
(摘要)	

備考

- この調書は、法第6条の2第1項に規定する財産賃借権について使用すること。
- この調査の各種の範囲は、別記第2によること。
- 辰暮第三のうちも今までに掲げる財産の得損額については、この調査の「財産の加算又は減算の金額」の欄に上級文書として、記載すること。
- 合計表をその書式に準じて作成し、添付すること。